

第一フロンティア生命 / 第一生命のご案内		
 第一フロンティア生命 第一生命グループ	第一フロンティア生命 は第一生命グループの生命保険会社です。第一フロンティア生命は、銀行・証券会社・信用金庫などの募集代理店を通じて、主として長期の資産形成をサポートする保険商品を提供する生命保険会社です。第一フロンティア生命では、販売商品の特性に合わせて専門性を高め、質の高い商品とサービスをお客さまにご提供し続けることを目指しています。	一生のパートナー 第一生命
	第一生命 について 第一生命は、明治35年（1902年）に設立以来、100年を超える歴史のなかで、一貫して経営理念である「ご契約者第一主義」の実現を目指してきました。「社会からの高い信頼を確保し、その発展に貢献する」「お客さまの最大の満足を創るために、商品、サービス、会社の体制を最高水準に維持する」基本思想を堅持し、生涯設計に基づくお客さまの一生のパートナーであることを追求しています。	

アフターサービスについて ご契約に関する情報提供とサービスは以下のとおりです。



ご照会などにつきましては、お電話で承ります。
第一フロンティア生命お客さまサービスセンター
ハッピーになろう ダイイチフロンティア
☎ 0120-876-126
 営業時間：月曜日～金曜日（祝祭日、年末・年始などの休日を除く）9:00～17:00

サービス内容

- ①基準価額のご照会
- ②ご契約内容の変更のお手続き
- ③給付金等の請求のお手続き
- ④ご契約内容についてのご質問・お問い合わせ



基準価額は電話だけでなく、第一フロンティア生命のホームページでもご覧いただけます。
 掲載データは毎日更新されますので、最新の運用情報をご確認いただけます。
第一フロンティア生命ホームページ URL <http://www.d-frontier-life.co.jp/>



ご契約内容・ファンド（特別勘定）の運用状況などについて下記の書類をご郵送します。
 ●「**ご契約状況のお知らせ**」（年4回） ＊3月末、6月末、9月末、12月末の積立金額などのご契約状況を翌月下旬にご郵送します。
 ●「**決算のお知らせ**」（年1回） ＊毎年8月頃にご郵送します。
 ●「**最低受取保証額ステップアップのお知らせ**」
 ＊ご契約から1年経過以後にステップアップ保証率が変わった場合にご郵送します。

ご検討、お申込みに際しては、「ご契約のしおり・約款」、「特別勘定のしおり」等を必ずご確認ください。

この保険商品のご購入に際しては、必ず変額保険販売資格を持つ募集人にご相談ください。

契約締結における担当者の役割について
 生命保険契約は、お客さまと第一フロンティア生命との間で締結される契約であり、お客さまからのお申込をいただき、第一フロンティア生命が承諾したときに有効に成立します。募集代理店の担当者（生命保険募集人）は、契約締結の際の媒介をさせていただくことが役割であり、契約締結の代理権や告知の受領権はありません。担当者（生命保険募集人）の身分・権限等に関しまして確認をご要望の場合には照会先〔第一フロンティア生命03-6863-6211（大代表）〕までご連絡ください。

その他ご注意いただきたい事項について
 ●この商品は第一フロンティア生命を引受保険会社とする生命保険商品です。この商品は預金とは異なり、預金保険法第53条に規定する保険金支払いの対象とはなりません。募集代理店が元本の保証を行うことはありません。なお、保険契約にご加入いただくか否かが募集代理店における他の取引に影響を及ぼすことはありません。
 ●募集代理店は、取扱商品の引受保険会社の支払能力を保証するものではありません。
 ●お申込みの際は、内容を十分にお確かめのうえ、必ずご自身でお申込書にご記入・ご捺印ください。ご契約成立後、第一フロンティア生命より「保険証券」を送付しますので、お申込内容に間違いがないか必ずご確認ください。
 ●法令上の規制により、お客さまの勤務先によってはお申込みいただけない場合があります。

[募集代理店] 株式会社 静岡銀行 〒424-8677 静岡県静岡市清水区草薙北2番1号 TEL.054-345-5411(代) ホームページアドレス http://www.shizuokabank.co.jp/ [共同募集代理店] 静岡保険総合サービス株式会社 〒420-0031 静岡県静岡市葵区呉服町1丁目1-2 静岡呉服町スクエア5階 TEL.054-254-2677	[引受保険会社]  第一フロンティア生命保険株式会社 〒104-6015 東京都中央区晴海1-8-10 晴海トリトンスクエア X棟15階 電話 (03) 6863-6211 (大代表) 第一フロンティア生命 第一生命グループ ハッピーになろう ダイイチフロンティア お客さまサービスセンター ☎ 0120-876-126 営業時間：月曜日～金曜日（祝祭日、年末・年始などの休日を除く）9:00～17:00 ◎第一フロンティア生命ホームページ http://www.d-frontier-life.co.jp/ '08年10月版
--	--

[引受保険会社]


第一フロンティア生命
 第一生命グループ

プレミアステップ↑

年金原資運用実績連動保証型変額個人年金保険



契約締結前交付書面
（契約概要／注意喚起情報）
兼
商品パンフレット
「商品パンフレット」▶ P1 「契約概要」▶ P5 「注意喚起情報」▶ P13

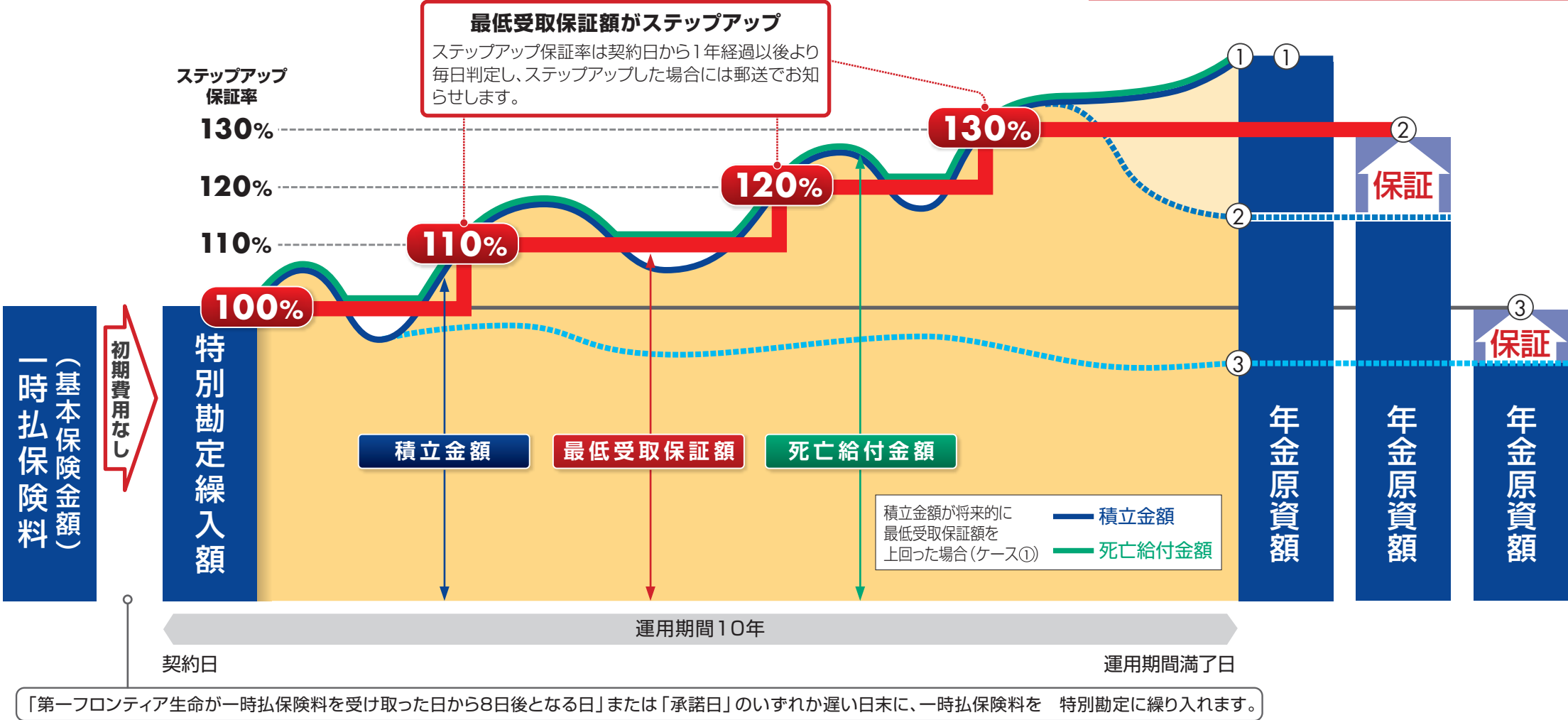
この書面は「契約締結前交付書面」と「商品パンフレット」で構成されています。「契約締結前交付書面」は、ご契約の内容等に関する重要な事項を「契約概要」と「注意喚起情報」に分類のうえ記載しています。

⚠ ご注意 契約締結前交付書面（契約概要／注意喚起情報）は十分にお読みください

- 「**契約概要**」は、ご契約の内容等に関する重要な事項のうち、特にご確認ください事項を記載しています。また、「**注意喚起情報**」は、ご契約のお申込みに際して特にご注意ください事項を記載しています。**ご契約前に十分にお読みいただき、内容をご確認・ご了解のうえ、お申込みいただきますようお願いいたします。**
- なかでも、主な免責事由やご契約中の保険契約の解約・減額を前提とした新たな保険契約のお申込みの場合の注意事項等、お客さまにとって不利益な情報が記載された部分について、あらかじめご了解のうえ、お申込みください。
- この「契約概要」「注意喚起情報」のほか、給付金などのお支払事由またはお支払いできない場合などの詳細やご契約の内容に関する事項、ならびに主な保険用語の説明等については「ご契約のしおり・約款」に記載しておりますのでご確認ください。また、資産運用に関する事項の詳細については「特別勘定のしおり」に記載しておりますので、こちらもあわせてご確認ください。

特徴としくみ (運用期間10年の場合。10年を超える運用期間をご検討の方は、あわせてP5～6をご覧ください。)

年金原資額が最低受取保証される確かな安心に、その最低受取保証がステップアップする楽しみをプラスした年金保険です。



*上記しくみ図はイメージを表したもので、将来の最低受取保証額、死亡給付金額および積立金額などを保証するものではありません。

特徴1

初期費用のご負担はありません。

初期費用の負担がないので、一時払保険料の全額を運用できます。

特徴2

世界の8資産に分散投資します。

ファンド(特別勘定)は、新興国の株式・債券等も含め世界中の幅広い収益機会を捉えつつ分散投資の効果も高め、長期的な資産の成長を目指します。

特徴3

年金原資額と死亡給付金額には最低受取保証があります。

年金原資額 死亡給付金額

基本保険金額(一時払保険料相当額)の100%が最低保証されます。

特徴4

最低受取保証額がステップアップします。

基本保険金額に対する積立金額の割合が一定率に到達すると、最低受取保証額がステップアップします。一度上がったら下がりません。

ご注意ください **ご負担いただく主な費用** ▶P12

運用期間中は、保険契約関係費(ファンド(特別勘定)の資産総額に対して年率2.73%)、および資産運用関係費(信託報酬は、投資対象となる投資信託の資産総額に対して、年率0.2625%)をご負担いただきます。年金支払開始日以後は、保険契約関係費(受取年金額に対して1.0%)をご負担いただきます。

ご注意ください **主な投資リスクおよび解約・減額する場合のリスク** ▶P11・14・15

この保険は、国内外の株式・債券や外国不動産投信など返還金額などの増減につながります。運用期間中に解約・減額された場合の解約返還金額には最低受取保証がありませんので、一時払保険料相当額を下回り、損失が生じるおそれがあります。また、解約返還金額は解約日末の積立金額と一致するとは限りませんので、最低受取保証額を下回ることがあります。

ご注意ください **ステップアップしないことがあります**

ステップアップ保証率は、運用期間を通じて運用実績が思わしくなかった場合、保険契約締結の際の100%のまま、一度もステップアップしないことがあります。この場合でも、運用期間満了時の年金原資額は、基本保険金額(一時払保険料相当額)を下回ることがありません。

最低受取保証額のステップアップについて

■用語について

- 最低受取保証額(運用実績連動保証金額)
 - ・死亡給付金額および年金原資額が最低保証される金額をいい、基本保険金額(一時払保険料相当額)にステップアップ保証率を乗じた金額となります。
- ステップアップ保証率(運用実績連動保証率)
 - ・保険契約締結の際は100%とし、契約日から1年経過以後より、基本保険金額に対する積立金額の割合を毎日判定し、110%・120%・130%に到達するごとに自動的に引き上がります。(ステップアップします。)なお、ステップアップ保証率が下がることはありません。

運用期間満了時の年金原資額

ケース① 積立金額が最低受取保証額を上回った場合
積立金額

ケース② 最低受取保証額がステップアップした後、積立金額が最低受取保証額を下回った場合
ステップアップ後の最低受取保証額

ケース③ 最低受取保証額がステップアップすることなく、積立金額が最低受取保証額を下回った場合
基本保険金額(一時払保険料相当額)

年金受取

一括受取

運用期間満了時の年金原資額が受け取れます。

ファンド（特別勘定）「世界8資産バランス型」

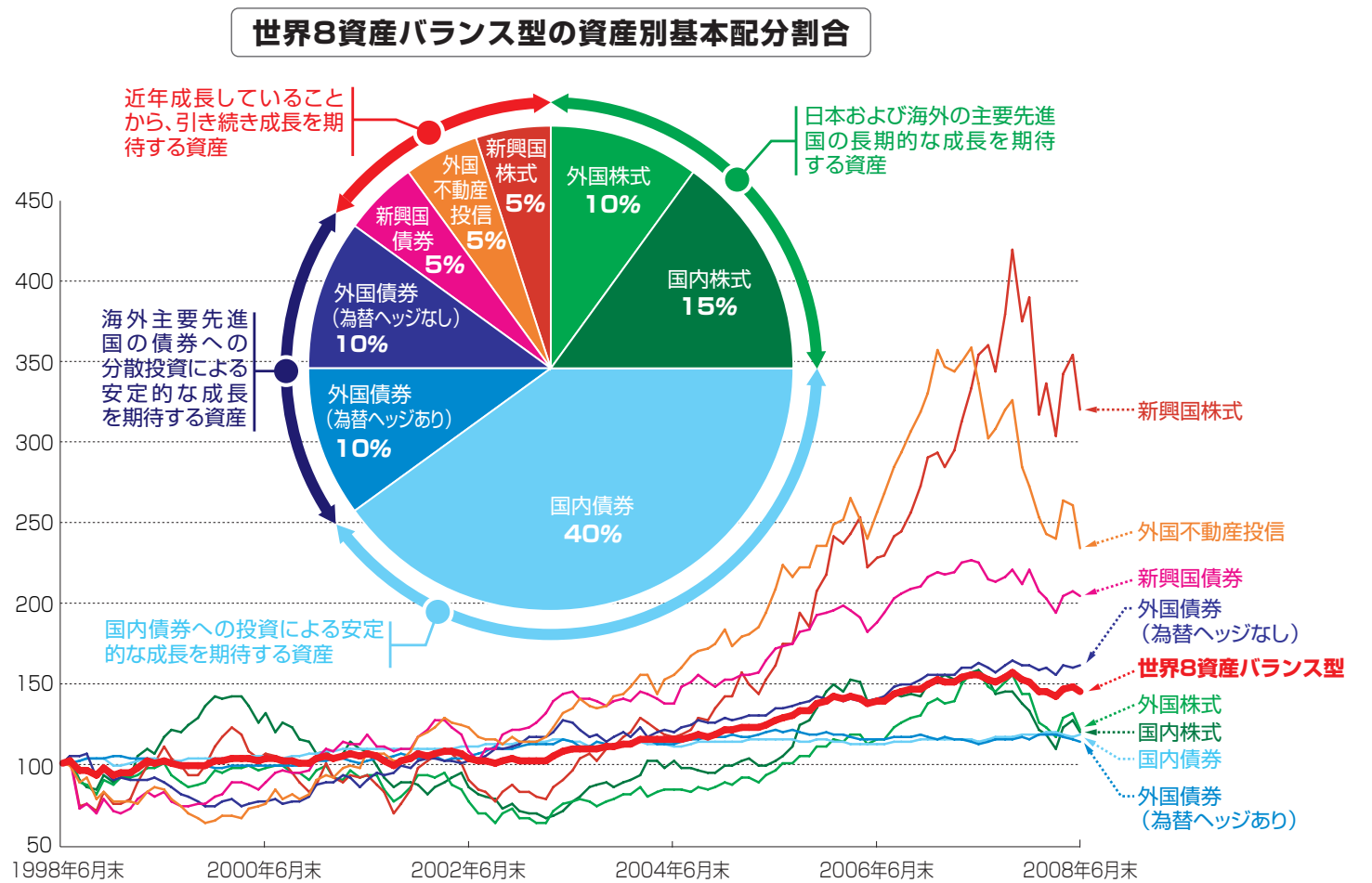
世界の8資産に投資し、世界中の幅広い収益機会を捉えつつ分散投資の効果も高め、長期的な資産の成長を目指します。

ファンド（特別勘定）について

近年成長している新興国の株式・債券等も含めた、世界中の幅広い収益機会を捉えた運用を行います。なお、各資産ごとの運用は、それぞれのベンチマークに連動するまたは動きを概ね捉えることを目的としたパッシブ運用を行います。

参考1

世界8資産バランス型と同じ割合での運用シミュレーション
(保険契約関係費・資産運用関係費控除前)



上記の折れ線グラフは、ファンド（特別勘定）と同一の資産別の基本配分割合に基づき、各参考指数を合成して指数を作成した場合と、各資産に100%投資した場合の値動きを1998年6月末を100として2008年6月末まで10年間運用したと仮定し、第一フロンティア生命でシミュレーションしたものです。

投資信託の名称	DIAM世界アセットバランスファンド2VA (適格機関投資家限定)	運用会社	DIAMアセットマネジメント株式会社
資産運用関係費	信託報酬は、投資対象となる投資信託の資産総額に対して、 年率0.2625% (税抜0.25%) を毎日控除します。▶P12	投資方針	国内外の株式および公社債、海外の不動産投資信託を実質的な主要投資対象とし、安定した収益の確保と信託財産の長期的な成長を図ることを目標として運用を行います。

⚠️ ご注意ください

ファンド（特別勘定）とその投資リスクについて

○この保険では、資産運用の実績が、積立金額、解約返還金額、死亡給付金額などの変動（増減）につながるため、他の保険種類の資産とは区分して資産の管理・運用を行います。そのため、特別勘定を設定し、他の資産とは独立した体制と方針に基づき運用します。

○ファンド（特別勘定）での資産運用においては主に投資信託に投資しますので、その投資においては投資リスクを負うことになります。この保険では、資産運用の成果が直接、積立金額、解約返還金額、死亡給付金額などに反映されることから、資産運用の成果とリスクがともにご契約者に帰属することとなります。主な投資リスクについては、P11・14をご覧ください。

○特別勘定資産の評価は毎日行い、その成果を積立金額の増減に反映させます。特別勘定資産の評価は、有価証券については時価評価、有価証券以外の資産は原価法とします。なお、為替予約、先物・オプション取引等のデリバティブ取引については、評価差額を損益に計上します。

○ファンド（特別勘定）の詳細につきましては「特別勘定のしおり」をご覧ください。

《投資信託の運用会社》 DIAMアセットマネジメント株式会社

DIAMアセットマネジメントは1999年に第一ライフ投信投資顧問、興銀NWアセットマネジメント、日本興業投信の3社が合併して設立された運用会社です。運用力の強化、グローバルな分散投資を図るため、100%出資による子会社をロンドン、ニューヨーク、シンガポールに有しているほか、香港駐在事務所を開設するなど、世界的視野に立った調査・運用体制を実現しています。(2008年1月「興銀第一ライフ・アセットマネジメント株式会社」より商号変更いたしました。)

【参考指数】国内株式:東証株価指数(TOPIX)(配当込み)、国内債券:NOMURA-BPI総合、外国株式:MSCIコクサイインデックス(円ベース、配当込み)、外国債券(為替ヘッジあり):シティグループ世界国債インデックス(除く日本、円ヘッジ・円ベース)、外国債券(為替ヘッジなし):シティグループ世界国債インデックス(除く日本、円ベース)、外国不動産投信:S&Pシティグループ・グローバルREITインデックス(除く日本、配当込み・円ベース)、新興国株式:MSCIエマージング・マーケット・インデックス(円換算ベース、配当込み)、新興国債券:JPモルガン・エマージング・マーケット・ボンド・インデックス・プラス(円換算ベース)
【データ出所】イボットソン投資分析ソフトウェアとデータベースEnCorr®、JPモルガンデータ、Bloombergデータを使用して第一フロンティア生命が計算。Copyright ©2008 IbbotsonAssociates,Inc.

分散投資の効果 ～パフォーマンスの良い資産は毎年入れ替わります～

8種類の資産に投資することにより、分散投資の効果を高めた運用を行います。

参考2

8資産の収益率順位

下記の表は、各資産ごとの年間収益率(各年1月～12月末)を計算し、8資産中での順位を表したものです。

	1998年	1999年	2000年	2001年	2002年	2003年	2004年	2005年	2006年	2007年
8資産中の収益率順位	第1位	外国株式	国内株式	外国不動産投信	外国不動産投信	外国債券(為替ヘッジなし)	新興国株式	外国不動産投信	新興国株式	外国不動産投信
	第2位	外国債券(為替ヘッジあり)	新興国株式	新興国債券	外国債券(為替ヘッジなし)	外国債券(為替ヘッジあり)	外国不動産投信	新興国株式	国内株式	新興国株式
	第3位	国内債券	新興国債券	外国債券(為替ヘッジなし)	新興国債券	新興国債券	国内株式	国内株式	外国不動産投信	外国株式
	第4位	外国債券(為替ヘッジなし)	外国株式	外国債券(為替ヘッジあり)	新興国株式	国内債券	外国株式	外国株式	新興国債券	新興国債券
	第5位	国内株式	国内債券	国内債券	国内債券	外国不動産投信	新興国債券	新興国債券	外国株式	外国債券(為替ヘッジなし)
	第6位	外国不動産投信	外国債券(為替ヘッジあり)	外国株式	外国債券(為替ヘッジあり)	新興国株式	外国債券(為替ヘッジなし)	外国債券(為替ヘッジなし)	国内株式	外国債券(為替ヘッジあり)
	第7位	新興国債券	外国不動産投信	新興国株式	外国株式	国内株式	外国債券(為替ヘッジあり)	外国債券(為替ヘッジあり)	国内債券	国内株式
	第8位	新興国株式	外国債券(為替ヘッジなし)	国内株式	国内株式	外国株式	国内債券	国内債券	外国債券(為替ヘッジあり)	外国不動産投信

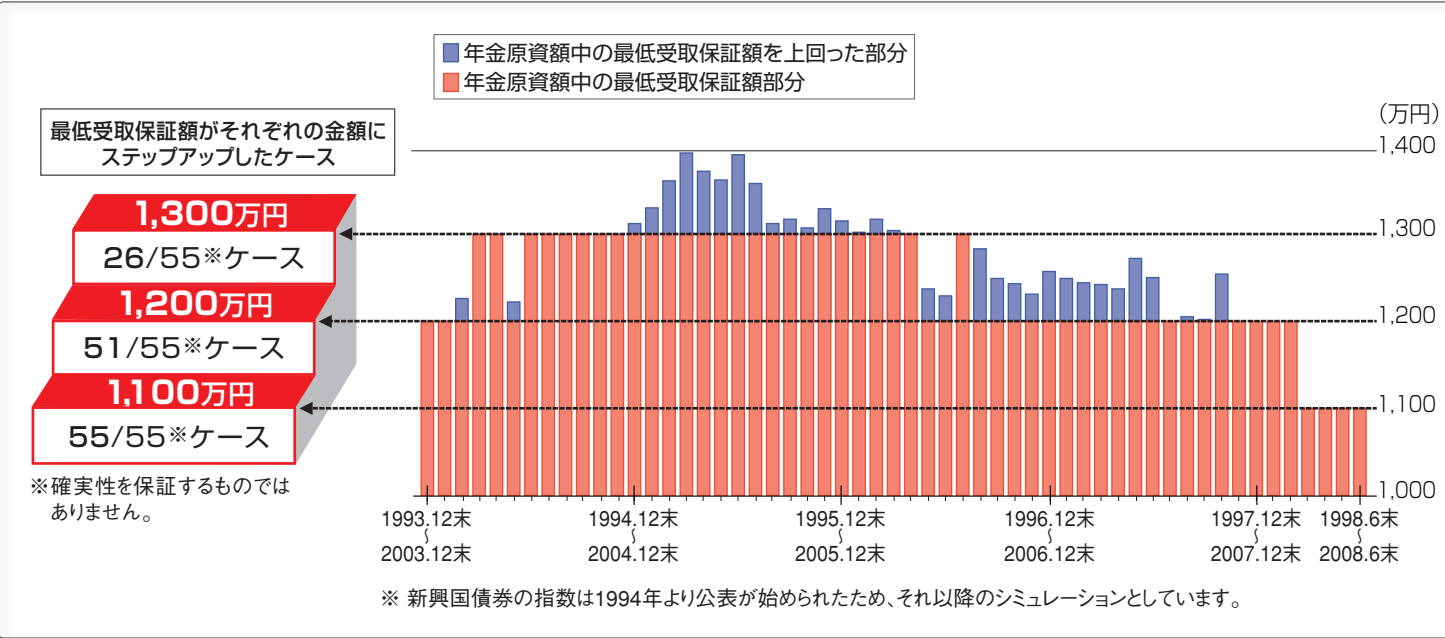
最低受取保証額のステップアップ

最低受取保証額は基本保険金額(一時払保険料相当額)の100%からスタートし、運用実績によっては、基本保険金額の110%、120%または130%までステップアップする可能性があります。

参考3

運用期間10年での資産運用結果のシミュレーション
(保険契約関係費・資産運用関係費控除後、課税前)

下記のグラフは、分散投資の例として、保険料1,000万円をファンド(特別勘定)と同一の資産別の基本配分割合により、1993年12月から1998年6月までの各月末に運用開始し、毎月末に基本配分割合に戻した前提で、それぞれ10年間運用したと仮定した場合を第一フロンティア生命でシミュレーションしたものです。(ステップアップ保証率の変更判定を月次で実施したものととしてシミュレーションしています。)



⚠️ ご注意ください

参考1および参考3は過去において各ポートフォリオが各資産の参考指数と同じ運用成果を実現したと仮定した場合を事後的に試算し検証したものであり、あくまでも仮定の数値に過ぎず、実際の特別勘定の運用成果を表したのではなく、また将来の運用成果を示唆あるいは保証するものではありません。

1 引受保険会社の商号と住所等は以下のとおりです

■商号 第一フロンティア生命保険株式会社
■住所 〒104-6015 東京都中央区晴海1-8-10 晴海トリトンスクエアX棟15階

■電話 03-6863-6211 (大代表)
■ホームページ <http://www.d-frontier-life.co.jp/>

2 この保険のポイントは以下のとおりです

■この保険は、**つぎのいずれか大きい金額に基づき、年金支払開始日に年金額を定める**しくみの保険料一時払方式の変額年金保険です。資産は特別勘定で運用されます。

- ①年金支払開始日の前日末の特別勘定の運用実績により増減する**積立金額**
- ②**年金原資保証金額**(※1)

(※1)年金原資保証金額
最低受取保証額(※2)に運用期間に応じた一定額を加算(運用期間が11年～20年の場合に限りです。)した金額をいいます。

(※2)最低受取保証額(正式名称:運用実績連動保証金額)
死亡給付金額および年金原資額が最低保証される金額をいい、基本保険金額(一時払保険料相当額)にステップアップ保証率(※3)を乗じた金額となります。

(※3)ステップアップ保証率(正式名称:運用実績連動保証率)
保険契約締結の際は100%とし、**契約日から1年経過以後より、基本保険金額に対する積立金の割合を毎日判定し、110%・120%・130%に到達することに自動的に引き上がります。(ステップアップします。)**なお、ステップアップ保証率が下がることはありません。

■この保険の年金額は、ご加入時点で定まるものではありません。年金額は、年金原資額をもとに、年金受取開始時点の基礎率等(予定利率、予定死亡率等)に基づいて計算され算出されますので、年金支払開始日まで確定しません。なお、年金支払開始日以後は、一般勘定にて資産の運用を行い、年金受取期間中は年金額が変動せず一定となります。

■死亡給付金額は最低受取保証額、年金原資額は年金原資保証金額が最低保証されます。ただし、運用期間中に解約・減額された場合の解約返還金額には最低保証はありませんので、一時払保険料相当額を下回る場合があります。(「運用期間中年金支払移行特約」により年金移行する場合においても、年金原資額となるのは解約返還金額であるため同様です。)年金原資額が保証されるのは運用期間満了時のみとなります。

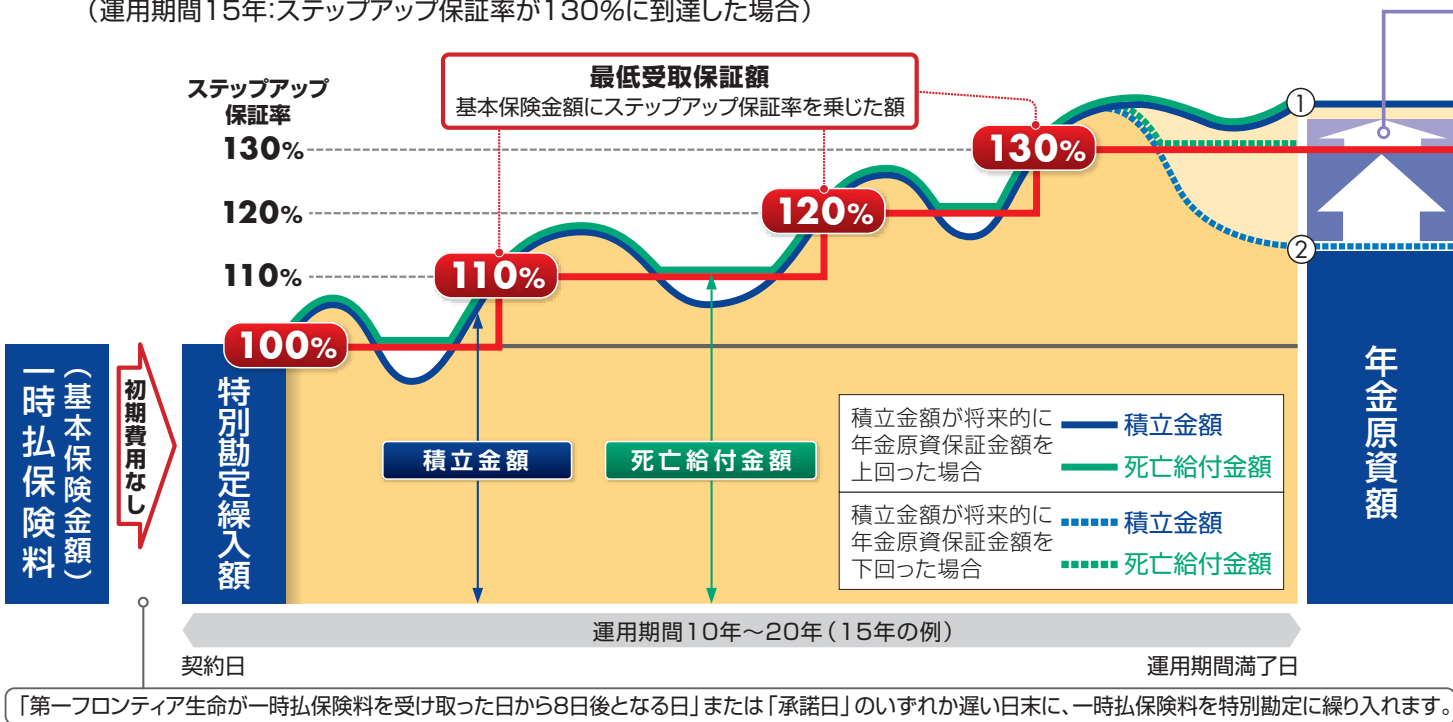
■なお、この保険は生命保険であり、預金または投資信託などではありません。

＜投資リスク＞

この保険は、**国内外の株式・債券や外国不動産投信などで運用しており**、運用実績が積立金額、死亡給付金額、解約返還金額などの増減につながるため、株価や債券価格の下落、為替の変動などにより、**積立金額、解約返還金額は一時払保険料相当額を下回ることがあり、損失が生じるおそれがあります。**

3 この保険のしくみ図は以下のとおりです

■下記のしくみ図はイメージを表したもので、将来の死亡給付金額や積立金額などを保証するものではありません。
(運用期間15年:ステップアップ保証率が130%に到達した場合)



運用期間に応じて加算される額:基本保険金額×運用期間ごとの率
[運用期間ごとの率]

運用期間	10年	11年	12年	13年	14年	15年	16年	17年	18年	19年	20年
率	0%	1%	2%	3%	4%	5%	6%	7%	8%	9%	10%

運用期間が10年の場合、運用期間に応じて加算される額はありません。

ケース① 積立金額が運用期間満了時に年金原資保証金額を上回った場合 年金原資額=積立金額

ケース② 積立金額が運用期間満了時に年金原資保証金額を下回った場合 年金原資額=年金原資保証金額

年金受取

年金受取期間

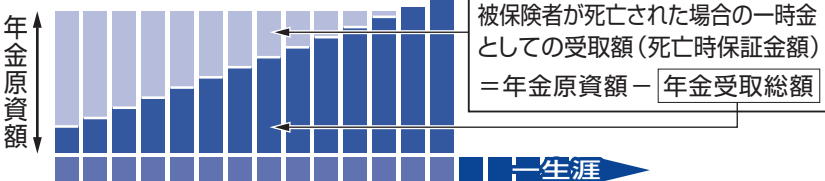
選択

一括受取 (年金原資額の一時支払)
運用期間満了時の年金原資額が受け取れます。

4 この保険では、年金または死亡給付金をお支払いします

年金

- 年金支払開始日以後、年金支払日に被保険者が生存しているときに年金をお支払いします。
- 年金の受取方法は3種類あります。
- 確定年金を選択していた場合、年金原資額の一時支払を選択できます。（終身年金を選択されている場合には、年金支払開始日前に年金の種類を確定年金に変更する必要があります。）

年金の種類		年金受取開始年齢（※）
確定年金	一定期間、年金をお受け取りいただけます。年金受取期間は、3年～7年（1年きざみ）、10年～40年（5年きざみ）から選択できます。  年金受取期間中に被保険者が死亡された場合、残りの年金受取期間の未払年金現価をお支払いします。この場合、未払年金現価のお受け取りに代えて、年金を継続して受け取ることもできます。	10歳～90歳 *年金受取期間の満了日は、被保険者の年齢が105歳となる年単位の契約応当日の前日を限度とします。（年金受取開始年齢＋年金受取期間≦105歳）
死亡時保証金額付終身年金	被保険者が生存している限り、一生涯にわたって年金をお受け取りいただけます。  死亡時保証期間（年金支払開始日から年金受取総額が初めて年金原資額以上となる年金支払日の前日までの期間）中に被保険者が死亡された場合、死亡時保証金額をお支払いします。	50歳～90歳
10年保証期間付終身年金	被保険者が生存している限り、一生涯にわたって年金をお受け取りいただけます。  保証期間中に被保険者が死亡された場合、残りの保証期間の未払年金現価をお支払いします。この場合、未払年金現価のお受け取りに代えて、年金を継続して受け取ることもできます。 *早期に被保険者が死亡された場合、年金受取総額が年金原資額を下回る可能性があります。	50歳～90歳

※年金支払開始日における被保険者の満年齢です。
注1.年金額は、年金原資額をもとに、年金受取開始時点の基礎率等（予定利率、予定死亡率等）に基づいて計算され算出されますので、年金支払開始日まで確定しません。
2.年金額が30万円に満たない場合は、年金のお受け取りに代えて、年金原資額をご契約者にお支払いします。
3.死亡時保証金額付終身年金の場合、年金のお受け取りに代えて、死亡時保証期間の最後の年金支払の前に限り、残存期間の未払年金に対応する責任準備金を一括でお受け取りいただくことができます。（未払年金の一括払）この場合、死亡時保証期間経過後に被保険者が生存されている場合は、年金を継続してお支払いします。なお、未払年金の一括払を受けた後に被保険者が死亡された場合および死亡時保証期間経過後に被保険者が死亡された場合にはこの契約は消滅し、死亡時保証金額の支払はありません。
4.10年保証期間付終身年金の場合、年金のお受け取りに代えて、保証期間の残存期間に対応する未払年金の現価を一括でお受け取りいただくことができます。（未払年金の一括払）この場合、保証期間経過後に被保険者が生存されている場合は、年金を継続してお支払いします。なお、10年保証期間経過後に被保険者が死亡された場合にはこの契約は消滅します。

- 年金支払開始日以後、年金受取人が死亡された場合には、あらかじめ指定した後継年金受取人が引き続き年金を受け取ることができます。（後継年金受取人が指定されていない場合は、年金受取人の死亡時の法定相続人が後継年金受取人となります。）
- 年金支払開始日以後、被保険者が死亡された場合には、年金受取人はつぎのいずれかを選択することができます。
 - ①残余年金受取期間（10年保証期間付終身年金の場合は残余保証期間）の未払年金現価の一括受取
 - ②残余年金受取期間（10年保証期間付終身年金の場合は残余保証期間）の年金の継続受取※死亡時保証金額付終身年金には、この取扱いはありません。

死亡給付金

- 被保険者が、年金支払開始日前に死亡された場合、被保険者が死亡した日末における積立金額または最低受取保証額のいずれか大きい金額を、死亡給付金として死亡給付金受取人にお支払いします。
- ※責任開始期の属する日から起算して3年以内の自殺などの場合、死亡給付金をお支払いできないことがあります。詳しくは「注意喚起情報」P15 ⑤および「ご契約のしおり・約款」をご覧ください。
- ※運用期間が10年を超える契約の場合、年金原資額について最低受取保証額を超える金額が最低保証されますが、死亡給付金の最低保証額は運用期間に応じて加算される額がないため、最低受取保証額と同額になります。そのため、死亡給付金額は年金原資保証金額（年金原資の最低保証額）を下回ることがあります。

5 ご契約年齢、運用期間、保険料払込方法等は、以下のとおりのお取扱いとなります

基本保険金額（一時払保険料）	200万円以上5億円以下（1万円単位） *同一の被保険者について、他に第一フロンティア生命の変額年金保険に加入されている場合、基本保険金額は通算して5億円を超えることはできません。	
契約年齢	0歳～80歳（ご契約日における被保険者の満年齢）	
運用期間	10年～20年から選択	
年金受取人	保険契約者または被保険者から指定	
死亡給付金受取人	被保険者の配偶者または3親等以内の血族から指定	
後継年金受取人	被保険者、被保険者の配偶者または3親等以内の血族から指定 *後継年金受取人は1名のみ指定できます。	
年金種類の変更	年金支払開始日前に限り、年金種類の変更（確定年金、死亡時保証金額付終身年金および10年保証期間付終身年金いずれかへの変更）を取り扱います。	
年金受取期間の変更	年金支払開始日前に限り、年金受取期間（回数）の変更を取り扱います。（確定年金のみ）	
年金支払開始日の変更	取り扱いません。 *「運用期間中年金支払移行特約」の付加により1年経過以後、任意の時期からの年金受取開始を取り扱います。	
保険料の払込方法	一時払のみ取り扱います。	
解約	解約返還金をお受け取りいただけます。なお、解約された場合、以後の保障はなくなります。	
基本保険金額の変更	増額	取り扱いません。
	減額	基本保険金額を減額し、減額部分の解約返還金をお受け取りいただけます。ただし、減額後の基本保険金額が200万円以上あることが必要です。なお、残存部分は継続します。 減額後の最低受取保証額は、減額後の基本保険金額にステップアップ保証率を乗じた金額となります。
契約者貸付	取り扱いません。	

基本保険金額（一時払保険料）、運用期間、年金の種類など、具体的なご契約の内容につきましては、「申込書」にご記入していただきますので、お申込みの際には、この「契約概要」と「申込書」にて、ご契約内容を必ずご確認ください。

6 この保険には付加できる特約があります

死亡給付金の 年金払特約	■この特約を付加することにより、死亡給付金を一時金にかえて年金で受け取ることができます。 ■この特約は、年金支払開始日前で死亡給付金の支払事由の発生前に限り、ご契約者のお申し出により付加できます。 ■特約年金の受取回数は、この特約のお申込み時に所定の回数（5回、10回、15回、20回、25回、30回、35回、40回）から選択いただけます。
運用期間中 年金支払移行特約	■この特約を付加することにより、運用期間中に年金支払に移行することができます。 ■この特約は、契約日から起算して1年以上経過している場合で年金支払開始日前に限り、ご契約者からのお申し出により付加できます。 ■特約年金の種類は、主契約の年金の種類と同様です。【P7 4】をご覧ください】

注1.特約年金額は、特約年金原資額（「死亡給付金の年金払特約」の場合は死亡給付金額）をもとに、年金受取開始時点の基礎率等（予定利率、予定死亡率等）に基づいて計算され算出されますので、特約年金支払開始日まで確定しません。

2.「死亡給付金の年金払特約」を付加した場合で、特約年金額が30万円に満たないときは、特約年金のお受け取りに代えて、死亡給付金を一時金にて支払います。

3.特約年金額が30万円に満たない場合は、「運用期間中年金支払移行特約」の付加は取扱いません。

7 この保険は無配当保険ですので、契約者配当金はありません

8 運用期間中にご契約を解約した場合、解約返還金が支払われます

- 解約返還金額は、特別勘定の運用実績により変動（増減）します。
- ご契約後10年未満で解約する場合、解約控除が差し引かれます。
- 解約返還金額の計算方法については「注意喚起情報」P15 7 をご覧ください。

9 特別勘定の概要とその投資リスクは以下のとおりです

■特別勘定は、以下の投資信託を主たる投資対象として運用を行います。詳しくは「特別勘定のしおり」をご覧ください。

特別勘定名称:世界8資産バランス型	
投資信託の名称	DIAM世界アセットバランスファンド2VA（適格機関投資家限定）
資産運用関係費	信託報酬は、投資対象となる投資信託の資産総額に対して、年率0.2625%（税抜0.25%）を毎日控除します。
運用会社	DIAMアセットマネジメント株式会社
投資方針	国内外の株式および公社債、海外の不動産投資信託を実質的な主要投資対象とし、安定した収益の確保と信託財産の長期的な成長を図ることを目標として運用を行います。
資産別の基本配分割合	
国内株式：15%	外国債券（為替ヘッジなし）：10%
国内債券：40%	外国不動産投信：5%
外国株式：10%	新興国株式：5%
外国債券（為替ヘッジあり）：10%	新興国債券：5%

この保険では、特別勘定をグループ化し、特別勘定群として設定しています。なお、「プレミアステップ」に設定されている特別勘定群は、世界8資産バランス型のみで構成されている特別勘定群A02型です。（「プレミアステップ」をお申込みされた際は、特別勘定群A02型を指定されたものとします。）

他の特別勘定群および特別勘定の詳細については、第一フロンティア生命ホームページ（<http://www.d-frontier-life.co.jp/>）の閲覧またはお客さまサービスセンター【裏表紙をご覧ください】への照会により、ご確認ください。

■この保険は、国内外の株式・債券や外国不動産投信等で運用しており、運用実績が積立金額、解約返還金額、死亡給付金額などの増減につながるため、株価や債券価格の下落、為替の変動などにより、積立金額、解約返還金額は一時払保険料相当額を下回ることがあり、損失が生じるおそれがあります。これらのリスクは、すべてご契約者に帰属します。

主な投資リスクは以下のとおりです。

株価変動リスク	株価が国内外の政治・経済・社会情勢の変化等の影響を受け下落するリスクをいいます。一般に、株価が下落した場合、特別勘定の基準価額の下落要因となる場合があります。
金利変動リスク	金利変動により債券価格が下落するリスクをいいます。一般に、金利が上昇した場合には、債券の価格は下落し、特別勘定の基準価額の下落要因となる場合があります。
為替変動リスク	外国為替相場の変動により外国通貨建資産の価格が下落するリスクをいいます。一般に、外国為替相場が対円で下落(円高)した場合、特別勘定の基準価額の下落要因となる場合があります。
信用リスク	株式や公社債等の発行体が経営不振等の理由により、利息や償還金を決められた条件で支払うことができなくなるリスクをいいます。一般に、このような場合、特別勘定の基準価額の下落要因となる場合があります。
不動産投資信託の価格変動リスク	景気、経済、社会情勢等の変化や、火災や自然災害等に伴う損害等により、投資対象とする不動産の価値および当該不動産から得る収入が減少するリスクをいいます。一般に、このような場合、特別勘定の基準価額の下落要因となる場合があります。
新興国への投資リスク	新興国の経済状況は先進国経済に比較して脆弱である可能性があり、当該国のインフレ、国際収支、外貨準備高等の悪化、また、政治不安や社会不安あるいは他国との外交関係の悪化などが株式市場や為替市場に及ぼす影響は、先進国以上に大きいものになることが予想されます。さらに、政府当局による海外からの投資規制など数々の規制が緊急に導入されたり、あるいは政策の変更等により証券市場が著しい悪影響を被る可能性もあります。一般に、このような場合、有価証券や為替相場が先進国より大きく変動し、特別勘定の基準価額の下落要因となる場合があります。

■特別勘定資産の評価方法はつぎのとおりとします。ただし、この評価方法については将来変更することがあります。

運用対象	資産評価方法
国内外の株式および公社債	時価評価
国内外のその他の有価証券	時価評価
貸付金	原価法
コールローンおよび預貯金	原価法
為替予約、先物、オプション取引等のデリバティブ取引	評価差額を損益に計上

※外貨建資産および負債の換算方法については、期末時換算法によるものとします。

10 お客さまにご負担いただく諸費用は、以下のとおりです

- この保険にかかる費用は「保険契約関係費」「資産運用関係費」の合計額となります。
- ただし、一定期間内の解約時には別途「解約控除」がかかりますのでご注意ください。

運用期間中

すべてのご契約者にご負担いただく費用

項 目	費 用	時 期
保険契約関係費 死亡給付金・年金原資の最低保証や ご契約の締結・維持などに 必要な費用です。	特別勘定の資産総額に対して 年率 2.73%	特別勘定の資産総額に 対して左記の年率の1/365を 積立金から毎日控除します。
資産運用関係費 特別勘定の運用にかかわる 費用として、投資対象となる 投資信託にかかる信託報酬※などです。	信託報酬は、投資信託の資産総額に対して 年率 0.2625% (税抜0.25%)	投資信託の資産総額に対して左記の 年率の1/365を毎日控除します。

※上記の信託報酬の他、信託事務に関する諸費用、監査報酬、有価証券の売買委託手数料および消費税等を間接的にご負担いただくことがあります。なお、売買委託先、売買金額等によって手数料率が変わるなどの理由から、これらの計算方法は表示しておりません。

特定のご契約者にご負担いただく費用

項 目	費 用	時 期
解約控除 契約日から10年未満の運用期間中に 解約・減額または「運用期間中年金支払 移行特約」を付加した場合にかかる費用です。	基本保険金額(減額の場合は減額する部分の 基本保険金額)に経過年数別の解約控除率 を乗じた金額 (注)解約控除率は下記【別表】参照	解約・減額または「運用期間中年金 支払移行特約」を付加した時の積立金 から控除します。

【別表】解約控除率

経過年数	1年未満	1年以上 2年未満	2年以上 3年未満	3年以上 4年未満	4年以上 5年未満	5年以上 6年未満	6年以上 7年未満	7年以上 8年未満	8年以上 9年未満	9年以上 10年未満	10年以上
解約控除率	7.0%	6.3%	5.6%	4.9%	4.2%	3.5%	2.8%	2.1%	1.4%	0.7%	0.0%

年金受取期間中

年金支払開始日以後にご負担いただく費用

項 目	費 用	時 期
保険契約関係費 (年金管理費)	受取年金額に対して 1.0% ※	年金支払開始日以後、 年金支払日に控除します。

※上記の率は2008年7月現在の率であり、将来変更することがあります。なお、年金受取開始時点の基礎率等(予定利率、予定死亡率等)が、年金受取期間を通じて適用されます。
*「死亡給付金の年金払特約」および「運用期間中年金支払移行特約」を付加した場合の特約年金についても同様の取扱いとなります。
*年金額は、年金支払開始日以後、年金(死亡時保証金額付終身年金の場合の死亡時保証金額を含みます。)の支払とともに上記の費用を控除する前提で算出されますので、費用が年金額から差し引かれるものではありません。



お客さまにご負担いただく諸費用について

この保険でお客さまにご負担いただく費用は、「保険契約関係費」「資産運用関係費」の合計額です。
なお、契約後10年未満で解約・減額または「運用期間中年金支払移行特約」を付加した場合には、解約控除がかかります。

運用期間中

項 目	費 用
保険契約関係費 死亡給付金・年金原資の最低保証や ご契約の締結・維持などに必要な費用です。	特別勘定の資産総額に対して 年率 2.73%
資産運用関係費 特別勘定の運用にかかわる費用として、 投資対象となる投資信託にかかる信託報酬※ などです。	信託報酬は、 投資信託の資産総額に対して 年率 0.2625% (税抜0.25%)
解約控除 契約日から10年未満の運用期間中に 解約・減額または「運用期間中年金支払移行特約」 を付加した場合にかかる費用です。	基本保険金額（減額の場合は減額する 部分の基本保険金額）に経過年数別の 解約控除率（7.0%を上限）を乗じた金額

※上記の信託報酬の他、信託事務に関する諸費用、監査報酬、有価証券の売買委託手数料および消費税等を間接的にご負担いただくことがあります。なお、売買委託先、売買金額等によって手数料率の変動するなどの理由から、これらの計算方法は表示しておりません。

年金受取期間中

項 目	費 用
保険契約関係費 (年金管理費)	受取年金額に対して 1.0%

※上記の率は2008年7月現在の率であり、将来変更することがあります。なお、年金受取開始時点の基礎率等（予定利率、予定死亡率等）が、年金受取期間を通じて適用されます。
*「死亡給付金の年金払特約」および「運用期間中年金支払移行特約」を付加した場合の特約年金についても同様の取扱いとなります。
*年金額は、年金支払開始日以後、年金（死亡時保証金額付終身年金の場合の死亡時保証金額を含みます。）の支払とともに上記の費用を控除する前提で算出されますので、費用が年金額から差し引かれるものではありません。



投資リスクについて

- この保険の積立金は、特別勘定で運用・管理されます。特別勘定は、実質的に国内外の株式・債券や外国不動産投信等を投資対象とするため、「株価の下落」「金利の上昇による債券価格の下落」「円高による外貨建て資産価格の下落」等が基準価額の下落要因となります。
- 基準価額の下落は直接、積立金額、解約返還金額などに反映されるため、積立金額、解約返還金額は一時払保険料相当額を下回ることがあり、損失が生じるおそれがあります。これらのリスクはすべてご契約者に帰属します。資産運用の成果がご契約者の期待どおりでなかった場合でも、第一フロンティア生命または生命保険募集人などの第三者がご契約者に何らかの補償・補填をすることはありません。
- なお、特別勘定に属する資産の種類、評価方法、運用方針については「契約概要」「ご契約のしおり・約款」「特別勘定のしおり」に記載しておりますので、必ずご一読いただき内容を十分にご確認ください。

1 この保険は第一フロンティア生命保険株式会社を引受保険会社とする生命保険商品です

■引受保険会社の商号・住所等の詳細は「契約概要」P5～6をご覧ください。

2 8日以内であれば、ご契約のお申込みの撤回やご契約の解除ができます【クーリング・オフ制度】

- お申込者またはご契約者（以下「申込者など」といいます。）は、**ご契約の申込日または一時払保険料充当金をお払込みいただいた日のいずれか遅い日から起算して8日以内**（土日、祝祭日、年末・年始等の休日を含みます。）（消印有効）であれば、第一フロンティア生命あての書面によりご契約の**お申込みの撤回またはご契約の解除**（以下「お申込みの撤回など」といいます。）をすることができます。
- お申込みの撤回などがあった場合、お払込みいただいた金額を申込者などに全額お返しいたします。
- ご契約の内容変更（特約の中途付加など）や債務履行の担保のための保険契約である場合には、お申込みの撤回などはできません。
- クーリング・オフ制度の詳細については「ご契約のしおり・約款」の「クーリング・オフ制度について」をご覧ください。

3 告知は不要です

- この保険のご契約に際しては、保険契約者および被保険者に対し、告知を求めません。

4 保障の開始は以下のとおりとなります（保障の責任開始期）

- 保険契約のお申込みを第一フロンティア生命が承諾した場合には、第一フロンティア生命が一時払保険料を受け取ったときから、ご契約上の保障が開始されます。
- 第一フロンティア生命は、第一フロンティア生命の責任が開始される日から8日後となる日または第一フロンティア生命が保険契約のお申込みを承諾した日のいずれか遅い日末に一時払保険料を特別勘定に繰り入れ、その翌日から特別勘定による運用を開始します。（保有口数の算出日は第一フロンティア生命が一時払保険料を特別勘定に繰り入れる日となります。）
- 第一フロンティア生命は、申込書をお客さまサービスセンターで受け付けた日（書類に不備がある場合は、完備した日とします。）から起算して2営業日以内に、保険契約のお申込みの諾否を決定します。この保険の契約日は、第一フロンティア生命が一時払保険料を特別勘定に繰り入れる日となります。
- 募集代理店の担当者（生命保険募集人）は、お客さまと第一フロンティア生命の保険契約締結の媒介を行う者で、保険契約締結の代理権はありません。したがって、保険契約は、お客さまからのお申込みに対して第一フロンティア生命が承諾したときに有効に成立します。

保険料を銀行等からの借入金で調達した場合、運用実績によっては解約返還金等が借入元利金を下回り、借入元利金を返済できなくなることがあります。したがって、一時払保険料に充当するための借入を前提としたお申込みはお取り扱いできません。

5 死亡給付金をお支払いできないことがあります

- 死亡給付金の免責事由に該当した場合（責任開始期の属する日から起算して3年以内の自殺、保険契約者・死亡給付金受取人が故意に被保険者を死亡させたときなど）
- 死亡給付金を詐取する目的で事故を起こしたときなど重大事由によりご契約が解除となった場合
- 詐欺または死亡給付金の不法取得目的によるものとしてご契約が無効となった場合

6 年金をお支払いできないことがあります

- 年金額が30万円に満たない場合。この場合、保険契約は年金支払開始日の前日に保険期間が満了して消滅したものとし、年金原資額をご契約者にお支払いします。
- 年金の種類が死亡時保証金額付終身年金または10年保証期間付終身年金の場合で、年金支払開始日における年金額が、同一の被保険者について、この保険の既契約およびその他の第一フロンティア生命の年金保険（年金の種類が確定年金である場合を除きます。）の年金額を通算して3,000万円を超えることとなる場合。この場合、その超える部分については年金の支払を行わず、年金原資額のうちその超える部分に対応する金額を、ご契約者にお支払いします。
- 年金の免責事由に該当した場合（年金の種類が死亡時保証金額付終身年金で、年金受取人が故意に被保険者を死亡させたとき）

7 ご契約後10年未満で解約・減額または「運用期間中年金支払移行特約」を付加した場合、解約控除が差し引かれます

- 解約返還金額は、契約日から解約日までの年数（以下「経過年数」といいます。）に基づき、つぎのとおり計算されます。（基本保険金額の減額をした場合の減額分の解約返還金額についても同様に計算されます。）

解約返還金額

解約日末の積立金額－解約日末の基本保険金額×解約控除率（※）

※解約控除率は経過年数に応じたつぎの率となります。

経過年数	1年未満	1年以上 2年未満	2年以上 3年未満	3年以上 4年未満	4年以上 5年未満	5年以上 6年未満	6年以上 7年未満	7年以上 8年未満	8年以上 9年未満	9年以上 10年未満	10年以上
解約控除率	7.0%	6.3%	5.6%	4.9%	4.2%	3.5%	2.8%	2.1%	1.4%	0.7%	0.0%

8 第一フロンティア生命は、生命保険契約者保護機構に加入しています

- 生命保険会社の業務または財産の状況の変化により、基本保険金額、年金額、給付金額などが削減されることがあります。
- 保険業法に基づき設立された生命保険契約者保護機構に第一フロンティア生命は会員として加入しています。会員である生命保険会社が万一経営破綻に陥った場合、生命保険契約者保護機構により保険契約者などの保護の措置が図られることとなります。ただし、この措置が図られたとしても、ご契約時にお約束した基本保険金額、年金額、給付金額の削減など、契約条件が変更されることがあります。詳細については、生命保険契約者保護機構までお問い合わせください。

生命保険契約者保護機構 TEL:03-3286-2820 ホームページアドレス:http://www.seihohogo.jp/

9 現在のご契約を解約または減額して、新たに保険契約のお申込みをする場合、お客さまにとって不利益となる事項があります

- ご契約中の保険契約の解約返還金は、多くの場合、お払込み保険料の合計額より少ない金額となります。また、一定期間のご契約の継続を条件に発生する配当の請求権等を失うこととなる場合があります。
- ご契約中の保険契約のままであればお支払いができる場合であっても、詐欺による無効や責任開始期の属する日から起算して3年以内の自殺などの場合には給付金等が支払われないことがあります。
- ご契約中の保険契約を解約した場合、新たな保険契約の取扱いにかかわらず、いったん解約した保険契約を元に戻すことはできません。また、ご契約中の保険契約を減額した場合、元の契約に戻す（復旧する）取扱いに制限を受けることがあります。

10 特別勘定が廃止された場合、積立金を類似の運用方針を有する他の特別勘定に移転することがあります（特別勘定の廃止に伴う積立金の移転）

- ご契約者が指定した特別勘定について、その資産が著しく減少し効率的な資産運用が困難になったときや運用対象である投資信託が償還され運用対象として存続しなくなったときなど特別な事情がある場合には、第一フロンティア生命は、その特別勘定を廃止しその特別勘定と類似の運用方針を有する他の特別勘定に積立金を移転することがあります。
- 特別勘定の廃止に伴う積立金の移転をするときには、その廃止日（移転日）の2か月前までに、ご契約者にその旨お知らせします。

11 戦争その他の変乱等の突発的な異常事態によって特別勘定資産の売買ができない場合、お手続きの停止、延期および取り消しを行うことがあります

- 戦争その他の変乱等の突発的な異常事態によって特別勘定資産の売買ができないときは、その期間（以下「取引停止期間」といいます。）中、以下のとおり取り扱います。
- この場合、第一フロンティア生命の本社および各募集代理店において掲示または閲覧を行うとともに第一フロンティア生命ホームページ（<http://www.d-frontier-life.co.jp/>）にてお知らせします。
- 保険契約のお申込みまたは「運用期間中年金支払移行特約」付加のお申込みについては、取引停止期間中は受付を行いません。既にお申込みを受け付けていた場合でも、そのお申込みはなかったものとして取り扱います。なお、その特別勘定資産の売買が再開された日から受付を開始します。
- 解約または基本保険金額の減額については、取引停止期間中もお申し出の受付を行います。ただし、解約日（基本保険金額の減額の場合は減額日）はその特別勘定資産の売買が再開された日の翌営業日とします。（解約または減額が延期されます。）なお、その特別勘定資産の売買が再開された日までに、ご契約者よりお手続きの中止のお申し出があった場合は、その請求がなかったものとして取り扱います。

12 ご加入の生命保険の税金のお取扱いは以下のとおりです

- ここに記載の税制上のお取扱いは2008年7月現在のものです。法令改正等により税務のお取扱いが変更となった場合には、変更後の内容が適用されますのでご注意ください。また、個別のお取扱いについては、所轄の税務署にご確認の上、ご自身の責任においてご判断ください。
- *ご契約者が法人である場合には、法人税、事業税および住民税等に関するお取扱いとなりますのでご注意ください。

ご契約時

- お払い込みいただいた保険料は、以下の条件を満たせば、払い込んだ年の生命保険料控除の対象となります。
- *個人年金保険料控除の対象とはなりませんのでご注意ください。

生命保険料控除の適用条件	契約者（保険料負担者）が納税者本人であり、死亡給付金の受取人が、本人が配偶者またはその他の親族（6親等以内の血族および3親等以内の姻族）であること。
--------------	--

解約・減額時の差益に対する課税

解約・減額時の年金の種類	契約日から5年以内の解約・減額	契約日から5年超の解約・減額
確定年金	20％源泉分離課税	所得税（一時所得※1）＋住民税
死亡時保証金額付終身年金 10年保証期間付終身年金	所得税（一時所得※1）＋住民税	

死亡給付金受取時の課税

契約形態	契約例			課税の種類
	契約者	被保険者	死亡給付金受取人	
保険契約者と被保険者が同一人	A	A	B	相続税※2※3
保険契約者と死亡給付金受取人が同一人	A	B	A	所得税（一時所得※1）＋住民税
保険契約者、被保険者、死亡給付金受取人がそれぞれ別人	A	B	C	贈与税※2

死亡時保証金額受取時の課税

*死亡時保証金額は被保険者死亡時に年金受取人（年金受取人が被保険者の場合は後継年金受取人）に支払われます。

契約形態	契約例				課税の種類
	契約者	被保険者	年金受取人	後継年金受取人	
被保険者と年金受取人が別人の場合	A	B	A	－	所得税（一時所得※1）＋住民税
被保険者と年金受取人が同一人の場合	A	A	A	B	相続税※3

年金受取時の課税

年金の種類	年金のお受取時	未払年金の一括受取の場合
確定年金	所得税（雑所得※4）＋住民税	所得税（一時所得※1）＋住民税
死亡時保証金額付終身年金 10年保証期間付終身年金		所得税（雑所得※4）＋住民税

*契約者と受取人が異なる場合、年金受取開始時に別途、年金受給権の評価額に対して贈与税が課税されます。

年金原資額の一括受取時の課税

所得税（一時所得※1）＋住民税の課税対象となります。

*契約者と受取人が異なる場合、一括受取額に対して贈与税が課税されます。

※1 一時所得の課税対象
一時所得については、他の一時所得と合算して年間50万円の特別控除があります。
特別控除を超える部分については、その2分の1の金額が他の所得と合算されて総合課税されます。

$$\text{一時所得の課税対象額} = \left(\begin{array}{ccc} \text{収入} & - & \text{必要経費} \\ \text{(受取額)} & & \text{(払込保険料)} \end{array} - \begin{array}{c} \text{特別控除} \\ \text{(50万円)} \end{array} \right) \times \frac{1}{2}$$

※2 被保険者が死亡される前に死亡給付金の年金払特約が付加されている場合には、年金受取にかかわる権利の評価額（相続税法第24条）が課税対象となります。なお、その後の年金については、雑所得の課税対象となります。

※3 受取人が被保険者の法定相続人の場合、「500万円×法定相続人の数」を限度として非課税枠（相続税法第12条）が適用されます。ただし、死亡時保証金額付終身年金の場合の死亡時保証金額には非課税枠は適用されません。

※4 雑所得として所得税の課税対象となる受取年金額（未払年金の一括受取の場合は一括受取額）は、つぎの算式で計算されます。

$$\text{雑所得の課税対象額} = \text{受取年金額} - \text{受取年金額} \times \frac{\text{既払込保険料合計}}{\text{年金の受取総額*}} \left(\begin{array}{c} \text{小数点第3位} \\ \text{以下切り上げ} \end{array} \right)$$

*死亡時保証金額付終身年金の場合：年金原資額または年金受取総額見込額のいずれか大きい額、10年保証期間付終身年金の場合：年金受取総額見込額

13 この保険にかかわる認定投資者保護団体は社団法人生命保険協会です

- 認定投資者保護団体とは、金融商品取引法および関係法令により定められた商品の取引にかかる消費者の苦情の解決や、争いがある場合のあっせんを行う民間団体です。

14 死亡給付金のお支払事由が生じた場合、複数の保険契約に加入されていればそれぞれの契約について給付金などのお支払事由に該当することがありますので、「保険証券」「ご契約のしおり・約款」などで十分にご確認ください

15 ご加入の生命保険に関する手続きやご照会については下記までご連絡ください

- 第一フロンティア生命は引受保険会社として、契約内容に関するご照会やお客さまからのお申し出への対応、死亡給付金等の支払手続きに関する照会等を含む各種手続き方法に関するご案内など、ご契約の保全に関するすべての業務を行います。
- 募集代理店は、契約内容に関するご照会対応等一部の業務を行います。

第一フロンティア生命
お客さまサービスセンター

ハッピーになろう タイフロンティア
0120-876-126

営業時間：月曜日～金曜日（祝祭日、年末・年始などの休日を除く）
9:00～17:00

生命保険のご契約に関する苦情・ご相談につきましては第一フロンティア生命お客さま相談室＜TEL:03-6863-6320＞へご連絡ください。

社団法人生命保険協会「生命保険相談所」では、電話・文書（電子メール・FAXは不可）・来訪により生命保険に関するさまざまな相談・照会・苦情をお受けしております。また、全国各地に「地方連絡所」を設置し、電話にてお受けしております。（生命保険協会ホームページアドレス: <http://www.seiho.or.jp/>）
また、生命保険相談所が苦情の申出を受けたときから原則として1か月を経過しても、契約者等と生命保険会社との間で解決がつかない場合については、苦情・紛争処理のための公正な機関として、生命保険相談所内に裁定審査会を設け、契約者等の正当な利益の保護を図っております。